

## 新潟地方裁判所委員会（第43回）議事概要

- 1 日時 令和4年10月13日（木）午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 場所 新潟地方裁判所 大会議室
- 3 出席委員  
板垣剛、唐橋浩輔、小原広紀、佐藤英彦、島村典男、清水雅晴、蓮井俊治、丸山央、渡部智明（欠席委員：大鶴直史、丸山夕香、吉田正之、渡辺正義）（五十音順、敬称略）
- 4 全体概要
  - (1) 新委員の紹介
  - (2) 委員長選出  
互選により蓮井俊治委員を選任
  - (3) 意見交換  
テーマ「民事調停手続の利用促進について」
- 5 意見交換等の概要  
**【以下、発言者は、◎：委員長、○：委員、●：裁判所委員と表示】**
  - (1) 概要説明等  
意見交換に先立ち、事務局から民事調停手続の概要及び裁判所における調停制度の広報活動について説明を行った。
  - (2) 意見交換
    - 調停を申し立てる方にはメリットがいくつがあるということだが、関係者にとってもメリットがあるものなのか、また、裁判所以外に調停制度の利用促進を図る主体がいるのかという点について伺いたい。
    - ◎ 申し立てる人にとっては、費用が安い、解決が早い等のメリットがあるが、相手方にとっても訴訟に比べて早い、証拠に係る費用が安く済むかもしれないというメリットもある。白黒をつけたいと考える方や、証拠に基づいて事実を確定させようとする場合は、訴訟の方がメリットがあると考えられる。  
裁判所にとっては、訴訟であれば主張を整理し、証拠を吟味するということが必要となるが、調停であればそういったエネルギーが話合いの解決に向けられる。裁判所としては、訴訟と調停は両輪のように、それぞれ長所と短所を補い合いながら発展していくものと考えている。
    - 弁護士として依頼者から相談を受けたときに、調停か訴訟かを選択する上で、依頼者の言っていることが立証できるものであるかどうかというのはかなり大きな点である。また、保証債務等で支払能力がない場合等、事実関係自体に争いはないが、相手方に譲歩をお願いするときに調停を申し立て調整をしてもらうということもある。その他、土地の境界や住宅瑕疵等の専門的な事案の場合、調停制度は専門家の調停委員が入るという点でとてもメリットがあり、依頼者に勧める

こともある。依頼者に調停を勧めた場合でも、調停は嫌だという人はほとんどいない。訴訟では真実が明らかになるかということとそうでもなく、また、調停であっても法的な紛争の解決として、本質的なところとかけ離れたものになるということはないと思っている。

- ◎ 弁護士会では調停100周年について何か広報を行う動きはあるか。
- 弁護士会でもあっせんという手続を行っているため、弁護士会から発信していくということはなかなか難しいかもしれないが、裁判所の方から協力の依頼があれば積極的に対応していくことは可能だと思う。

依頼者から相談を受けたときに、どの手続を選択するかは弁護士によってかなり違いがあると思う。調停を積極的に選択しない弁護士に対して、調停の便利さを周知していくというのは、調停の件数が増える一つの大きな方法になると思う。
- 現在、民事調停事件の申立件数は年間約3万件ということだが、この数字がそもそも適正な数字であれば利用促進という話にならないと思うが、認知度が低いために適正な数字になっていないということなのか、本当に利用促進が必要なものなのかどうかという点についてお聞きしたい。
- ◎ 確かに3万件という数字が適正な数であれば、これ以上、利用促進と言ってみてもあまり意味がない。市民の方が調停をよく知っていて、いざとなったら調停を利用するという方ばかりであれば、3万件というのは適正な数字かもしれないが、感覚からすると制度をよく知らない方が多いような気がしている。紛争になったときに、裁判はお金が掛かるから諦めようとする方に、調停制度を知っていただくことで、すくい上げることができるのではないかというのが感覚としてあり、そのために裁判所では調停制度の広報を行っている。
- 制度を知らない人に知ってもらいチャンスを与えるというのは、とても重要なことだと思うので、ぜひ広報はやっていただきたい。ただ、件数が増えたからといってそれで良かったということではなく、件数に引っ張られずに、調停制度の利便性を知っていただき、その上で調停を利用していただくということであればなお良いと思う。
- 新潟県の申立て件数等について全国的なランクがあるかを伺いたい。人口当りの件数が多いのか少ないのか等のランクがわかれば県民性が分かると思うので伺った。
- ◎ 正確なことは統計を取らないとわからないが、他県との対比において調停が訴訟と比べて多いかどうかという点は、肌感覚としてはあまり違いは感じない。
- 調停は話し合いの手続であるが、紛争の中には、一刀両断しても仕方がないという類型がある。例えばお金がないのにお金を返せという判決が出て意味がなく、分割での返済計画を立てるには話し合いでなければ解決ができない。また、隣同士の関係で木の枝が伸びたという場合に、その後の当事者間の関係を維持するにあたり一刀両断することが必ずしも適切ではないというものもある。家事調停はその典型で

ある。その他、事実関係について争いはないが、感情的に納得できないという類型もある。そういったものに調停委員は1時間も2時間も当事者の話を聞いて、感情的なところを揉みほぐしてくれている。個人的には、話し合いによる解決というのは紛争解決の制度として絶対的に必要だと思っている。訴訟上の和解も話し合いによる解決の手続であるが、訴えを提起するほどの費用をかけずに簡便にできる調停というのは意味がある。

件数を増やせばいいのかどうかは何とも言えないが、調停の制度を支えるために民間の調停委員がいろいろと解決にあたっている。調停では、紛争解決のためにいろいろなスキルが要求されるが、調停委員は日々研鑽を積んでいる。そのような調停委員がいること自体が一つの資源であり、資源があるのであれば、活用した方がいいと思っている。制度を知ってもらうことで、話し合いによる手続が相応しい事案で調停を利用してもらい、それにより調停委員というリソースを無駄なく活用できるというのは意味があると感じている。調停委員の紛争解決に向けた情熱や、一生懸命に制度を支えてくれている姿は非常に強く心に残っているので、その点を広報の中で何らかの形で伝えていくことができればもっといいのかなと思う。

- 調停委員は、相当ハイスペックで、熱意がものすごくある方がなられているということだが、そういう調停委員になれる方が十分にいらっしゃるのかどうか伺いたい。
- ◎ 現在の3万件を前提にすれば、件数が安定している今のところは人員が足りないということはない。それが30万件に増えたときに今の人員で足りるかという問題がないわけではないが、かつて申立件数が30万件以上あったときに調停委員が今の10倍いたかというところではないので、多少は伸縮性はあるということになる。
- 非常に素晴らしい制度だし、こういうことをされている非常勤というのはなかなか少ないというイメージを持っているので、できる限りその人的な部分を充実させて、制度自体をもっと充実したものにしていきたい。
- 家事調停委員の話になるが、いろいろなバックグラウンドを持った方がいて、皆さん本当に研究熱心で時間を厭わずに当事者の話を聞いている。話の聞き方も洗練されていて、話し方の能力も高い。そういった方たちは非常に重要な資源だと思う。調停委員の人数が足りていないという感じではないが、忙しい中で一日に午前も午後も調停があるという方もいるので、もう少し人数が増えてもいいのかなという感覚はある。
- ◎ 確かにそういった方を探してくるというのはそう簡単ではない。これまでは、団体推薦や、現調停委員に誰か心当たりがいるかを聞く等してやってきた。
- これまでの経験では、地方では、地元でいろいろな活動をされていて、地域の方をよく御存じで、周囲からもあの人であればと見られている方や、地元の有力な方の中でそういったことに適した方というのが、結果的に調停委員になっていただいていることが多いように感じている。

- 家裁の調停委員は、学校の先生や裁判所のOB、民生委員の方など、それなりのことをされてきた方が多いという印象である。争いごとの中に入って調整をしたり、人と話をすることなので、やはりそれなりに信頼できる人がなられていると思う。そのあたりは裁判所も選任にあたって慎重に配慮されているのかなと思う。
- 家事調停というのは近年、件数が減るといよりは、むしろ増える一方という感覚であるが、それに引き替え、民事調停は近年、減少傾向にある。世の中が好景気で紛争が減っているという状況ならまだしも、必ずしもそうではない状況で、なぜ件数が減っているのか原因がはっきりとわからない。裁判所の広報不足等の理由で制度が利用されていないのではないかという心配もある。例えば、弁護士会のあっせん等の他の解決制度と比べて調停の魅力が乏しいものと映っているのであれば、利用者に説明をして納得していただき、調停を利用していただきたいというところから、今回のテーマがあると考えている。
- ◎ 調停や訴訟は裁判所で行う紛争解決の手続であるが、裁判外でもいくつか紛争解決手段が用意されている。その一つに弁護士会やそれ以外の団体で行っているADRというものがある。この点、弁護士として、訴訟ではない解決が望ましいという紛争に出会ったときに、弁護士会のADRではなく、裁判所の調停が向いていると考える際の決め手はどんなところにあるのか伺いたい。
- 裁判所の調停が向いていると考えるものはたくさんある。私の場合は、住宅瑕疵の場合は弁護士会のADRを選ぶが、そうでないものは裁判所の調停を選んでいる。住宅瑕疵については、弁護士会の専用のADRがあり、柔軟で、手続を早く行えて、必ず1人建築士が入るというルールになっている。民事調停の場合でも建築士が調停委員になる場合があるが、弁護士会の方は確実であり、費用も安く済むということがある。
- 福島の原発事故で避難した方たちがADRをされていたのを何度か取材したことがある。例えば、原発事故であれば、原発から住んでいる場所の距離等で類型化できるものであるが、原発事故や建築瑕疵、交通事故といった、ある程度被害や損害が類型化できるようなものはADRの方が早く、逆に医療過誤等の個別具体的なものは調停の方が向いているのかなと思う。いっそのこと、民間のADRも含めてPRして、こういった場合は民事調停の方が向いていますよというようなPRの仕方をするのもいいのかなと思う。
- ◎ それぞれの手続にメリット、デメリットがある。この事案に関しては訴訟なのか訴訟外なのか、訴訟外だとして民事調停なのか、裁判外のエリアなのか、そのような形でうまく棲み分けができればと思っている。
- 社会保険労務士会のADRでは、1日で終わる事案のみを扱っている。パワハラや不当に解職を強要されたなどの事案で、解決金もそれほど高額ではなく、なかなか訴訟や労働審判に向かない事案である。弁護士会に限らず、各団体でいろいろな手続があるが、今はそれぞれがアピールし合っている状況なのだと思います。

◎ いろいろな紛争解決手段があるということと、その中で裁判所が行う調停というのは、他にはない特色もあるということを様々な機会でPRしていただければと思う。

6 次回期日及び次回のテーマ  
追って決定する。